

[省令第8条の4の5 (1,000トン以上排出事業者用)]

様式第2号の8 (第8条の4の5関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 5月 9日	
長野市長	荻原健司 様
提出者	
住所	長野市大字村山348番地1
氏名	株式会社 北條組 代表取締役 北條將隆
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	026-244-4347
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 北條組
事業場の所在地	長野市大字村山348番地1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	資本金9,800万円
③ 従業員数	106名
④ 産業廃棄物の一連の処理工程	紙マニフェスト及び電子マニフェストにて運用 産業廃棄物発生→産業廃棄物処理委託契約 (収集運搬業者・処理業者それぞれと契約) →運搬 (自社・収集運搬業者) →再利用及び処理→契約書・マニフェスト (5年間保存)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長
↓
土木部長・建築部長 (各現場、運搬業者・処分先等指示)
↓
各工事現場、現場代理人 (建設廃棄物委託契約書・マニフェスト発行、管理)
↓
各部集計担当 (建設廃棄物委託契約書・マニフェスト発行、集計)
↓
安全環境品質管理室 (各工事完了後委託契約書・マニフェスト管理)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和5年度) 実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥(上・下水、建設、その他)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス	建設混合廃棄物(安定型、管	石綿含有産業廃棄物
排出量			43.18t	65.21t	901.33t		11.36t
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず					
排出量			266.50t				
(これまでに実施した取組) 混合廃棄物は「燃える物」「燃えない物」等に分別し、できる限り排出量削減を徹底した。							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥(上・下水、建設、その他)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス	建設混合廃棄物(安定型、管	石綿含有産業廃棄物
排出量			40.00t	60.00t	855.00t		10.00t
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず					
排出量			250.00t				
(今後実施する予定の取組) 各現場において、廃棄物の縮減目標 (過去年次の何%) を定め削減に努力する。							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物は「燃える物」「燃えない物」等に分別し、できる限り排出量削減をした。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場において、廃棄物の縮減目標 (過去年次の何%) を定め削減に努力する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥(上・下水、建設、その他)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス	建設混合廃棄物(安定型、管理	石綿含有産業廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず				
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量						
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥(上・下水、建設、その他)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス	建設混合廃棄物(安定型、管理	石綿含有産業廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず				
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量						
	(今後実施する予定の取組)						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥(上・下水、建設、その他)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス	建設混合廃棄物(安定型、管理	石綿含有産業廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず				
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量						
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥(上・下水、建設、その他)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス	建設混合廃棄物(安定型、管理	石綿含有産業廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず				
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量						
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取組)							

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
①現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥(上・下水、建設、その他)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール等)	ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏ボード等)	がれき類(コンクリーガラ、廃アスファルト、レンガ)	建設混合廃棄物(安定型、管理型)	石綿含有産業廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量						
(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥(上・下水、建設、その他)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール等)	ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏ボード等)	がれき類(コンクリーガラ、廃アスファルト、レンガ)	建設混合廃棄物(安定型、管理型)	石綿含有産業廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量						
(今後実施する予定の取組)							
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥(上・下水、建設、その他)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール等)	ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏ボード等)	がれき類(コンクリーガラ、廃アスファルト、レンガ)	建設混合廃棄物(安定型、管理型)	石綿含有産業廃棄物
	全処理委託量		43.18t	65.21t	901.33t		11.36t
	優良認定処理業者への処理委託量		83.42t	13.08t			1.00t
	再生利用業者への処理委託量				5,399.97t		
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず				
	全処理委託量		266.50t				
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量		259.49t				
認定熱回収業者への処理委託量							
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
(これまでに実施した取組)							

【目標】						
産業廃棄物の種類	汚泥(上・下水、建設、その他)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール含)	ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏ボード)	がれき類(コンクリがら、廃アスファルト、レンガ)	建設混合廃棄物(安定型、管理型)	石綿含有産業廃棄物
全処理委託量		40.00t	60.00t	855.00t		10.00t
優良認定処理業者への処理委託量			60.00t			10.00t
再生利用業者への処理委託量				855.00t		
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量						
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず				
全処理委託量		250.00t				
優良認定処理業者への処理委託量						
再生利用業者への処理委託量		250.00t				
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量						
(今後実施する予定の取組)						
※事務処理欄						

②計画

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が12以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。